

# (施工体制の適正化)



適正な元請・下請関係を締結する！  
工事関係者だけでなく公衆に対する透明性が重要！

## 土木事務所の努力目標

- 監督職員が法律規則をよく理解しておく！
- 現場監督時に施工プロセスのチェックを行い、不適切な場合は改善指示！（点検頻度で施工中適宜とされている項目のチェックを確実に行うことで多くの問題点が改善される。）
- 現場代理人・主任技術者に対して日常的な教育（法令等の解説）を行う。
- 不明な点については、企画調整室・総務契約室に問い合わせ、請負業者にフィードバックする。

### 【目標】

- ①全国一斉施工体制点検時の不適正な工事ゼロとする。
- ②現場パトロール時・検査時等の指摘ゼロとする。

## 一括下請負の禁止

### 【建設業法】

#### (一括下請負の禁止)

第二十二條 建設業者は、その請け負つた建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負つた建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

### 【公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律】

#### (一括下請負の禁止)

第十二條 公共工事については、建設業法第二十二條第三項の規定は、適用しない。

## 一括下請負（丸投げ）の定義とは？

一括下請負（丸投げ）は禁止されています。

工事の全てを一括下請負するだけが丸投げではありません。

例えば、擁壁工と法面工がある工事を請け負った場合に、元請は擁壁工を施工し、法面工事は下請の法面専門の業者に施工させて、その施工管理・出来型管理・品質管理も全て下請けにさせている場合は、法面工の部分において丸投げであって、元請としての関与が十分といえないこととなります。

たとえ専門外の得意でない分野であっても、元請としての管理責任を果たして、細かな施工管理を行うことが求められます。

当然、検査時においても説明するのは元請の主任技術者であることから、下請の主任技術者や現場代理人に説明させるようなことがあってはいけないこととなります。・・・検査の主役は元請の主任技術者です。（積極的な説明を！）

# 施工体制台帳の作成

## 【建設業法】

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第二十四条の七 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した**施工体制台帳**を作成し、**工事現場ごとに備え置かなければならない。**

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた**施工体制台帳**を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した**施工体系図**を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

(※ 適正化法では公衆からも見やすい位置と規定されています。)

# 施工体制の点検義務

## 【公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律】

### 第四章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第十二条 公共工事については、建設業法第二十二条第三項の規定は、適用しない。

(施工体制台帳の提出等)

第十三条 公共工事の受注者(建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した**施工体制台帳**(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の**写しを発注者に提出**しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

3 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「**工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所**」とする。

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、**施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。**

## 工事成績との関係（施工程プロセスのチェック）

施工程プロセスのチェックリストでは、**施工体系図等の掲示物の確認**を行うことにされており、不適切である場合は是正指導し、改善がされない場合は成績表定評の【「施工程プロセス」チェックで指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。】の項目を減点対象とします。

### 施工程プロセスのチェックリスト

<b>施工体制 台帳施工 体系図 (下請総 額 3千 万円以上 の工事)</b>	施工体制台帳を現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。 (施工時の当初、変更時)
	施工体制台帳に下請契約書の写し及び再下請通知書を添付している。 (施工時の当初、変更時)
	施工体制台帳添付の下請契約書等に金額が記載されている。 (施工時の当初、変更時)
	施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)
	施工体系図に記載のない業者が作業していない。 (施工中月 1 回程度)
施工体系図に記載の主任技術者と施工計画書に記載の技術者が本人である。 (施工時の当初、変更時)	

<b>工事カル テ</b>	事前に監督員の承認を受け、契約締結後10日以内に登録申請した。 (契約後、変更後、完成時)
-------------------	--

<b>建退共制 度等</b>	掛金収納書の写しを契約締結後 1 カ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)
	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工中 1 回程度)
	労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されている。 (施工中 1 回程度)
	建退共証紙の配布を受払簿等により適切に管理している。 (施工中適宜)

# 工事成績との関係（施工プロセスのチェック）

施工プロセスのチェックリストでは、**技術者の配置状況等の確認**を行うこととされています。

不適切である場合は是正指導し、**改善がされない場合は成績表定評の【「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。】の項目を減点対象とします。**

## 施工プロセスのチェックリスト

II 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	現場代理人	現場代理人は現場に常駐している。 (施工中月1回程度)	
		現場代理人は監督員との連絡調整及び対応を適切に行い、重要なことは書面で行っている。 (施工中適宜)	
	専門技術者の配置	専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画提出時、以後適宜)	
	作業主任者の選任	作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画提出時、以後適宜)	
	監理技術者主任技術者の専任		資格者証の内容を確認した。 (着手前)
			配置予定技術者、通知された技術者、施工体制台帳記載の技術者が同一で、資格者証を確認した。 (着手前)
			現場に専任している。 (施工中月1回程度)
			施工計画や工事工程、技術的事項を把握し、主体的に関わっている。 (施工中打合せ時等)
			施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 (施工中適宜)
	現場技術者	現場技術員との対応が適切である。 (施工中適宜)	
下請負者の把握	下請負業者が京都府工事指名参加資格者である場合は指名停止中でない。 (施工中適宜)		